

件名	愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>公の施設の指定管理者の情報公開を推進するための規定の追加</p> <p>指定管理者は、県の業務を代行するものであり、施設の管理に関する部分の情報については、民間事業者であっても、県民に対して一定の説明責任を負うのが適当と考えられるため、県出資法人と同様の努力義務を規定</p> <p>(指定管理者の情報公開)</p> <p>第35条 県が設置する公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報であってその管理する当該公の施設の管理に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、県が設置する公の施設の指定管理者について、前項に規定する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	
施行日	平成 18 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>指定管理者導入施設（23 施設）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県県民文化会館 愛媛県生活文化センター 愛媛県女性総合センター 愛媛県体験型環境学習センター 愛媛県宇和海自然ふれあい館 愛媛県総合社会福祉会館 ファミリーハウスあい 愛媛県母子福祉センター 愛媛県立愛媛母子生活支援センター えひめこどもの城 愛媛県身体障害者福祉センター 愛媛県障害者更生センター 愛媛県視聴覚福祉センター 愛媛県在宅介護研修センター（導入済） 愛媛国際貿易センター 愛媛県植物くん蒸所 テクノプラザ愛媛 愛媛県産業情報センター 愛媛県物産観光センター えひめ森林公園 松山観光港ターミナル 県立都市公園（道後公園、愛媛県総合運動公園、とべ動物園、南予レクリエーション都市公園） 愛媛県武道館</p> </div> <p>全国の改正状況</p> <p>出資法人と同様の努力義務（23 都道県（改正予定も含む。））</p> <p>情報公開を義務づけ（徳島県）</p> <p>出資法人の情報公開</p> <p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第34条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、当該法人を所管する実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>「必要な措置」</p> <p>指定管理者が情報公開に関する制度を定めるに当たって、準則（モデル要綱等）を示すこと及び当該指定管理者の情報公開制度が適切かつ公正に実施されるよう指導すること等</p>	